

太田税務署からのお知らせ

【所得税及び復興特別所得税の確定申告書は自分で作成してお早めに】

- ・確定申告期間中は、税務署などの申告相談会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、ご自宅で確定申告書等が作成できます。詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。
- ・平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**2月16日(月)から3月16日(月)まで**です。
還付申告は、2月15日(日)以前でも行えます（税務署の閉庁日（土・日曜日、祝日等）は、太田税務署での相談及び申告書の受付は行っていません）。

○申告書の作成について

申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を掛けて計算した金額です（申告されるすべての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります）。

また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが正しく計算され、計算誤りのない所得税及び復興特別所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できますので、ぜひご利用ください。作成したデータは、e-Taxを利用して提出することができるほか、印刷した「書面」により提出することもできます。

なお、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

○申告書の税務署への送付について

確定申告書を税務署に送付する場合は、「郵便物」（第一種郵便物）または「信書便物」として送付してください。確定申告書は「信書」に該当しますので、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません。詳しくは、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）をご覧ください。

※ゆうパック、EXPACK500、ゆうメール、ポスパケットでは、信書を送付することができません。

○納付期限と振替納税について

確定申告による所得税及び復興特別所得税の納期限及び振替日は、次のとおりです。

- ・納期限・・・3月16日(月)
- ・振替日・・・4月20日(月)

※申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税を、ぜひご利用ください。

【公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について】

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ「公的年金等に係る雑所得」以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

また、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。